官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働九三）　二
〔その他告示〕
○募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一二）　二
○令和六年総務省告示第二百六十八号の一部を改正する件（総務三二九）　三
○地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件（同三三〇）　三
○南スーダン共和国における災害管理並びに適応のための森林農法及び畜産の推進を通じたバハル・エル・ガザル地方の脆弱なコミュニティにおける洪水に対する強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（外務三七八）　五
○マダガスカル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三七九）　五
○スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三八〇）　五
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とウクライナ政府との間の口上書の交換に関する件（同三八一）　五
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二六〇）　六
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通八九九）　六
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　法務省　文部科学省　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（青森労働局最低賃金公示一、山梨同一、愛媛同一、高知同一、佐賀同一、宮崎同一、鹿児島同一）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
無縁墳墓等改葬関係　七
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二五

# 省　令

**○厚生労働省令第九十三号**

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官） | （訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官） |
| **第四十一条**　（略） | **第四十一条**　（略） |
| 2　訓練受講支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 2　訓練受講支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 一　政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者（第五号において「特定求職者」という。）並びに教育訓練（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（第三号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。 | 一　政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者並びに教育訓練（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（次号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。 |
| 二～四　（略） | 二～四　（略） |
| 五　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第十六条の二に規定する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものを受講する特定求職者に対する貸付けに関すること。 | （新設） |
| 3～11　（略） | 3～11　（略） |

**附　則**

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

# その他告示

**○公正取引委員会消費者庁告示第十二号**

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第二十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十九日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　旅行業公正取引協議会（会長　小谷野悦光）の申請に係る募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年九月三日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

旅行業及び旅行業者代理業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

**別記**

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更後の欄の下線の表示部分を加える。

| 変更後 | 変更前 |
| --- | --- |
| （ステルスマーケティングの禁止）<br>**第13条の２**　事業者は、自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。 | |

**附　則**

この規約の変更は、令和七年十月一日から施行する。

**○総務省告示第三百二十九号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、令和六年総務省告示第二百六十八号（地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年九月三十日から施行する。ただし、この告示による改正後の令和六年総務省告示第二百六十八号第二条の規定は、所得割の納税義務者が令和七年九月三十日に支出した第一号寄附金（同法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）について適用し、令和六年十月一日から令和七年九月二十九日までの間に支出した第一号寄附金については、なお従前の例による。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| **第二条**　令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。 | |
| 都道府県 | 市区町村 |
| ［略］ | ［略］ |
| 岡山県 | 岡山市　倉敷市　津山市<br>玉野市　笠岡市　井原市<br>高梁市　新見市　備前市<br>瀬戸内市　赤磐市　真庭市<br>美作市　浅口市　和気町<br>早島町　里庄町　矢掛町<br>新庄村　鏡野町　勝央町<br>奈義町　西粟倉村　久米南町　美咲町 |
| ［略］ | ［略］ |
| 佐賀県 | 佐賀市　唐津市　鳥栖市<br>多久市　伊万里市　武雄市<br>鹿島市　小城市　嬉野市<br>神埼市　吉野ヶ里町　基山町　上峰町　玄海町　有田町　大町町　江北町　白石町　太良町 |
| 長崎県 | 長崎市　佐世保市　島原市<br>諫早市　大村市　平戸市<br>松浦市　対馬市　壱岐市<br>五島市　西海市　南島原市　長与町　時津町　東彼杵町　川棚町　波佐見町<br>小値賀町　佐々町　新上五島町 |

| 改正前 | |
|---|---|
| **第二条**　令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。 | |
| 都道府県 | 市区町村 |
| ［同上］ | ［同上］ |
| 岡山県 | 岡山市　倉敷市　津山市<br>玉野市　笠岡市　井原市<br>総社市　高梁市　新見市<br>備前市　瀬戸内市　赤磐市<br>真庭市　美作市　浅口市<br>和気町　早島町　里庄町<br>矢掛町　新庄村　鏡野町<br>勝央町　奈義町　西粟倉村　久米南町　美咲町 |
| ［同上］ | ［同上］ |
| 佐賀県 | 全ての市町 |
| 長崎県 | 全ての市町 |
| 熊本県 | 熊本市　八代市　人吉市<br>荒尾市　水俣市　玉名市<br>山鹿市　菊池市　宇土市<br>上天草市　宇城市　阿蘇市<br>天草市　合志市　美里町<br>玉東町　南関町　長洲町<br>和水町　大津町　菊陽町<br>南小国町　小国町　産山村　高森町　西原村　南阿蘇村　御船町　嘉島町　益城町　甲佐町　氷川町　芦北町　津奈木町　錦町　多良木町　湯前町　水上村<br>相良村　五木村　山江村<br>球磨村　あさぎり町　苓北町 |
| ［略］ | ［略］ |
| 熊本県 | 全ての市町村 |
| ［同上］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**○総務省告示第三百三十号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

（令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間に係る指定）

**第一条**　令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる道府県とする。

北海道　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県　茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　神奈川県　新潟県　富山県　石川県　福井県　山梨県　長野県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県　福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県

**第二条**　令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

| 都道府県 | 市区町村 |
|---|---|
| 北海道 | 全ての市町村 |
| 青森県 | 全ての市町村 |

| | |
|---|---|
| 岩手県 | 全ての市町村 |
| 宮城県 | 全ての市町村 |
| 秋田県 | 全ての市町村 |
| 山形県 | 全ての市町村 |
| 福島県 | 全ての市町村 |
| 茨城県 | 全ての市町村 |
| 栃木県 | 全ての市町 |
| 群馬県 | 全ての市町村 |
| 埼玉県 | 全ての市町村 |
| 千葉県 | 全ての市町村 |
| 東京都 | 全ての市区町村 |
| 神奈川県 | 全ての市町村 |
| 新潟県 | 全ての市町村 |
| 富山県 | 全ての市町村 |
| 石川県 | 全ての市町 |
| 福井県 | 全ての市町 |
| 山梨県 | 全ての市町村 |
| 長野県 | 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、南佐久郡南牧村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上村、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上村、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南

**○外務省告示第三百七十八号**

令和七年八月十九日にジュバで、南スーダン共和国における災害管理並びに適応のための森林農法及び畜産の推進を通じたバハル・エル・ガザル地方の脆弱なコミュニティにおける洪水に対する強靱性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　災害管理並びに適応のための森林農法及び畜産の推進を通じたバハル・エル・ガザル地方の脆弱なコミュニティにおける洪水に対する強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千二百万円

3　署名者

日　本　側　小田切敏郎在南スーダン大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　マリー・ヘレン・ヴァーニー在南スーダン事務所代表

令和七年九月二十九日　外務大臣　岩屋　毅

**○外務省告示第三百七十九号**

令和七年八月二十八日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　阿部康次在マダガスカル大使

世界食糧計画側　タニア・ホーセンス在マダガスカル事務所代表

令和七年九月二十九日　外務大臣　岩屋　毅

**○外務省告示第三百八十号**

令和七年九月四日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　鈴木哲在ローマ国際機関日本政府代表部大使

世界食糧計画側　ラニア・ダガシュ＝カマラ　パートナーシップ及びイノベーション担当事務局次長

令和七年九月二十九日　外務大臣　岩屋　毅

**○外務省告示第三百八十一号**

令和六年十二月十一日にキーウで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とウクライナ政府との間の令和五年一月十六日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和九年三月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ウクライナ政府との間に行われた。

令和七年九月二十九日　外務大臣　岩屋　毅

**○厚生労働省告示第二百六十号**

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項の規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（令和七年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月二十九日　厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、青森県の区域（五所川原公共職業安定所及び黒石公共職業安定所の管轄区域に限る。）及び高知県の区域（安芸公共職業安定所の管轄区域に限る。）とする。 | 雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、青森県の区域（五所川原公共職業安定所及び黒石公共職業安定所の管轄区域に限る。）とする。 |

**○国土交通省告示第八百九十九号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人職能研修会から登録講習機関の住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更並びに代表者の変更の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　(1)　登録講習機関の住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

| 変更前 | 神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目8番地1　川元ビル1階 |
| --- | --- |
| 変更後 | 神奈川県横浜市西区浅間町四丁目349番地3　高城ビルI―2階 |

二　(1)　(2)　代表者の変更

| 変更前 | 澤**邉**　裕子 |
| --- | --- |
| 変更後 | 三井伊知郎 |

(2)　変更する年月日　令和七年六月一日

**○国土交通省告示第九百号**

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人職能研修会から登録実務講習機関の住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更並びに代表者の変更の届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　(1)　登録実務講習機関の住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

| 変更前 | 神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目8番地1　川元ビル1階 |
| --- | --- |
| 変更後 | 神奈川県横浜市西区浅間町四丁目349番地3　高城ビルI―2階 |

(2)　変更する年月日　令和七年八月一日

二　(1)　代表者の変更

| 変更前 | 澤**邉**　裕子 |
| --- | --- |
| 変更後 | 三井伊知郎 |

(2)　変更する年月日　令和七年六月一日

# 人事異動

## 国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　近藤　裕行
愛媛県警察本部長を命ずる（九月七日）
（警察庁長官官房付）警視長　安田　貴司
青森県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当）警視監　阿部　文彦
長野県警察本部長を命ずる
（警視庁総務部長）同　久田　誠
静岡県警察本部長を命ずる
（警察庁警備局付）同　松下　徹
警視庁総務部長を命ずる（以上九月八日）

## 警察庁

（警察庁長官官房政策立案統括審議官兼公文書監理官）警視監　松坂　規生
辞職を承認する
（静岡県警察本部長）同　津田　隆好
中国四国管区警察局長を命ずる
（預金保険機構理事）　森内　彰
警視監に任命する
警察庁長官官房政策立案統括審議官兼公文書監理官を命ずる
（青森県警察本部長）警視監　小野寺健一
警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当）を命ずる
（長野県警察本部長）同　鈴木　達也
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　鈴木　達也
カジノ管理委員会に出向させる（以上九月八日）

## 法務省

（水戸地方検察庁次席検事）検事　駒方　琢也
東京高等検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　石田　正範
水戸地方検察庁検事に配置換する
水戸地方検察庁次席検事を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する（以上九月十六日）
（東京地方検察庁検事）検事　髙嶋　卓
東京高等検察庁検事に配置換する
法務省大臣官房参事官に充てる
（同）同　國井　陽平
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房参事官）同　今井　康彰
東京地方検察庁検事に併任する
法務省大臣官房参事官に充てることを解く（以上九月二十五日）

## 文部科学省

池川美奈子　井上　洋一　大和田文雄
尾﨑真理子　勝田　隆　栗原　和枝
島　敦彦　島田亜紀子　関沢まゆみ
中岡　司　森　正樹　吉岡　知哉
文化審議会委員（文化功労者選考分科会）に任命する（各通）（九月二日）

# 叙位・叙勲

## ○叙位

（大阪大学名誉教授）
正四位に叙する　上田　幸雄
従四位に叙する　川口　勝
正五位に叙する　富澤　保昭
従五位に叙する（各通）　松浦　喜内
朝倉　康隆　井上　毅　遠藤　茂夫
竹前　國男　春木　千富　米光　基雄
正六位に叙する（各通）　岡　尚平
井上　富雄　宇治橋克彦　島田　祐
奥野　幹泰　熊谷　司　豊田　学雄
島原　一清　知念　源昌
藤澤　敏孝
従六位に叙する（各通）　都筑　眞
正七位に叙する（以上八月十八日）　青木角次郎
（高知大学名誉教授）　山崎　仲道
従四位に叙する　門　三佐博
正五位に叙する（各通）　小山　齊
従五位に叙する　福田　功
青木角次郎　木村　幹雄
小林　史朗　西野　良夫
正六位に叙する（各通）　植木　勇　岡部　圭作　海部庄三郎
片岡　功　間遠　秋良　須貝　敏夫
高柳　良男　福田　洋史　丸田　輝久
従六位に叙する（各通）　及川　好隆　小澤　壽　相馬　幸雄
従七位に叙する（各通）（以上八月十九日）　柴田　保幸
従三位に叙する　芳山　達郎
正四位に叙する　高橋　節雄
従五位に叙する（各通）　松尾　直樹
佐瀬　文昭　武内　久夫
正六位に叙する（各通）　福士　修二
従六位に叙する（各通）　渡部　崇
古賀　一彦　山下　充　山森　正彦
正七位に叙する（各通）　永山　重春
従七位に叙する（以上八月二十日）　佐々木　護
従五位に叙する（八月二十四日）

## ○叙勲

旭日双光章を授ける（八月十九日）　木村　幹雄
高橋　正則
（桐生市議会議員）　田島　忠一
旭日単光章を授ける（各通）（八月二十日）　上田　幸雄
（大阪大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　宇治橋克彦
朝倉　康隆　井上　毅
島田　祐　島原　一清　富澤　保昭
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月十八日）　山崎　仲道
（高知大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける　丸田　輝久
西野　良夫　福田　功
瑞宝双光章を授ける（各通）　小澤　壽
今川新太郎　松嶋　和夫
相馬　幸雄　渡部　崇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十九日）　山下　充
瑞宝双光章を授ける
永山　重春
鈴木　辰一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）

# 官庁報告

## 官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
令和七年九月二十九日
金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項
令和７年８月20日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

| 登録番号 | 商号、名称又は氏名 |
|---|---|
| 東京都知事(3)第31749号 | 株式会社ＴＲＵＳＴ　ＯＮＥ |
| 東京都知事(1)第32031号 | 株式会社リバンク |
| 東京都知事(1)第32035号 | 投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド |
| 大阪府知事(1)第13035号 | 株式会社和光住建 |
| 福岡県知事(1)第08699号 | 株式会社アンテレ |

令和７年８月20日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

| 登録番号 | 商号、名称又は氏名 |
|---|---|
| 愛媛県知事(3)第02203号 | 株式会社フジ・カードサービス |
| 東京都知事(3)第31634号 | ＦＩＮ　ＬＡＢ株式会社 |
| 山形県知事(1)第00776号 | 株式会社創互保証 |

**関東地方整備局公示**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和７年９月29日
関東地方整備局長　橋本　雅道

| 区間 | 道路の種類 | 路線名 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 前橋市二之宮町1236番３から同市二之宮町字峰下269番１までの上下線 | 一般国道 | 50号 | 0.2km |

**四国地方整備局公示**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局吉野川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年９月29日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　河川の名称　吉野川水系銅山川

２　廃川敷地等が生じた年月日　令和７年９月４日

３　廃川敷地等の位置　愛媛県四国中央市金砂町平野山261番地４

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地　124.10平方メートル

## 労　働

**最低賃金の改正決定に関する公示**

青森労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、青森県最低賃金（昭和55年青森労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間953円」を「１時間1,029円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年11月21日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

山梨労働局長　岩﨑　　充

第４号中「１時間988円」を「１時間1,052円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間956円」を「１時間1,033円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

高知労働局長　菊池　宏二

第４号中「１時間952円」を「１時間1,023円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

佐賀労働局長　城　　寿克

第４号中「１時間956円」を「１時間1,030円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年11月21日から効力を生ずる。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

宮崎労働局長　吉越　正幸

第４号中「１時間952円」を「１時間1,023円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年11月16日から効力を生ずる。

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

鹿児島労働局長　永野　和則

第４号中「１時間953円」を「１時間1,026円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

## 公　告

**諸　事　項**

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告
失踪宣告
除権決定
準禁治産宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般
調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見
申述期間

## 特別清算開始

**令和７年（ヒ）第１００２号**

北海道伊達市旭町27―30
清算株式会社　北海道ユリカゴ株式会社
代表清算人　鈴木　　基
1　決定年月日　令和７年９月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（ヒ）第１０１１号**

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字豊浦２番地
清算株式会社　ＭＲＥ株式会社
代表清算人　山下　美惠
1　決定年月日　令和７年９月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第２部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２０２５号**

東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　株式会社ＤＡ
1　決定年月日　令和７年９月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第１０１号**

北海道登別市常盤町３丁目１番地９
清算株式会社　株式会社三樹
代表清算人　築田　浩一
1　決定年月日　令和７年９月９日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

2　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、協定債権のうち、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2　一般債権の免除及び追加弁済

⑴　免除

一般債権は、本協定認可決定確定時において、一般債権額全額について免除を受ける。

⑵　追加弁済

ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお、残額が存する場合には、一般債権者に対し、当該残額を弁済原資として、一般債権者の特別清算手続開始決定時の債権額（元金及び開始決定日までの利息・損害金）で按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合には、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として免除時に遡って効力を失う。

（別紙省略）

以上

札幌地方裁判所室蘭支部

## 再生手続開始

### 小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　十七頁

令和七年九月二十九日

青森市大字宮田字玉水五九四番地

（甲）株式会社東商

代表取締役　佐藤　一尚

青森市大字宮田字玉水五九四番地

（乙）株式会社共立

代表取締役　佐藤　和世

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　十七頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　七十八頁（号外第二一三号）

令和七年九月二十九日

青森市大字宮田字玉水五六五番地

（甲）株式会社佐藤建業

代表取締役　千葉　昇

青森市大字宮田字玉水五九四番地

（乙）株式会社共友企画

代表取締役　佐藤　和世

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kosaido-biz.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一五〇頁（号外第二一一号）

令和七年九月二十九日

東京都港区芝浦一丁目二番三号シーバンスＳ館一三階

（甲）株式会社広済堂ビジネスサポート

代表取締役　鉢呂　耕一

東京都港区芝浦一丁目二番三号シーバンスＳ館一三階

（乙）株式会社広済堂ハウスキーピングサービス

代表取締役　鉢呂　耕一

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都国立市富士見台一丁目四八番地の二八

（甲）合同会社さんすまいる

代表社員　田中　伸一

東京都国立市富士見台一丁目四八番地の二八

（乙）イーファミリア合同会社

代表社員　田中　伸一

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十三頁（号外第二一二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十三頁（号外第二一二号）

令和七年九月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目三番一号尚友会館

（甲）日本興志株式会社

代表取締役　浅見　亨

東京都板橋区常盤台二丁目一五番九号

（乙）日本興志サービス株式会社

代表取締役　浅見　亨

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一八五頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一六八頁（号外第一四四号）

令和七年九月二十九日

東京都港区港南二丁目三番一三号

（甲）豊通食料株式会社

代表取締役　小山　一郎

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（乙）豊通アグリフーズ株式会社

代表取締役　小野塚千秋

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　五十頁（号外第二〇八号）

令和七年九月二十九日

東京都千代田区内神田二丁目一四番六号

（甲）東京リスマチック株式会社

代表取締役　寺澤　眞一

東京都港区芝二丁目一番二八号

（乙）株式会社ソニックジャム

代表取締役　藤田　一郎

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.cbgm.co.jp

令和七年九月二十九日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号内幸町ダイビル

（甲）ＣＢ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　江島　陽一

東京都港区南青山二丁目二番三号

（乙）ＣＢグループマネジメント株式会社

代表取締役　西谷　浩司

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（甲）ＶＭＬ＆Ｏｇｉｌｖｙ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディングス・ピー・ヴイ

職務執行者　松下　恭子

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイス・タワー

（乙）ベイツアジアジャパン合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディングス・ピー・ヴイ

職務執行者　椎名　礼雄

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（甲）ＶＭＬ＆Ｏｇｉｌｖｙ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディングス・ピー・ヴイ

職務執行者　松下　恭子

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（乙）デザイン・ダイレクト・トウキョウ合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディングス・ピー・ヴイ

職務執行者　椎名　礼雄

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇一号）

令和七年九月二十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（甲）ＶＭＬ＆Ｏｇｉｌｖｙ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディングス・ピー・ヴイ

職務執行者　松下　恭子

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

（乙）ソーホー・スクエア・ジャパン株式会社　代表取締役　椎名　礼雄

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇一号）

令和七年九月二十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（甲）ＶＭＬ＆Ｏｇｉｌｖｙ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ダブリュ・ピー・ピー・ジャパン・ホールディング・ビー・ヴイ

職務執行者　松下　恭子

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二五階

（乙）オグルヴィ・パブリック・リレーションズ・ワールドワイド・ジャパン株式会社

代表取締役　太田　一郎

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　三頁

令和七年九月二十九日

東京都中央区築地六丁目二五番一〇号築地センタービル地下一階

（甲）Ｓａｉｌ２株式会社

代表取締役　今井　良典

愛知県豊橋市東脇三丁目一番地の七

（乙）株式会社甲羅ホールディングス

代表取締役　沼澤　裕

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　二頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年九月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（甲）ＴＪ１株式会社

代表取締役　赤池　敦史

東京都港区港南二丁目一六番一号

（乙）株式会社マクロミル

代表取締役　佐々木　徹

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.record.co.jp

（乙）hearandsee.co.jp

（丙）http://www.border-less.love

令和七年九月二十九日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四―二横浜ブルーアベニュー一二階

（甲）Ｒｅｃｏｒｄ株式会社

代表取締役　大瀧　幸一

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四―二横浜ブルーアベニュー一二階

（乙）株式会社ヒアアンドシー

代表取締役　大瀧　幸一

神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五七番地一号横浜尾上町ビルディング八Ｆ

（丙）株式会社ＢＯＲＤＥＲＬＥＳＳ

代表取締役　大瀧　幸一

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十四頁（号外第八十八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十二頁（号外第一四八号）

令和七年九月二十九日

静岡市清水区三保三七九七番地

（甲）常石三保造船株式会社

代表取締役　檀上　明人

新潟市中央区入船町四丁目三七七六番地

（乙）新潟造船株式会社

代表取締役　檀上　明人

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　五十五頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　五十五頁（号外第二〇八号）

令和七年九月二十九日

名古屋市千種区東山元町五丁目六三番地の一五

（甲）高裕株式会社

代表取締役　高坂　恒裕

名古屋市千種区東山元町五丁目四五番地

（乙）名高株式会社

代表取締役　高坂　恒裕

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十八頁（号外第二一二号）

令和七年九月二十九日

大阪市生野区巽南一丁目一三番二二号

（甲）株式会社ステップス

代表取締役　古村　憲一

大阪市生野区巽南一丁目一三番二二号

（乙）株式会社Ａｇ

代表取締役　古村　洋

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮崎県延岡市浦城町一二一二番他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内

（乙）ブルーインフラ１０号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１０号一般社団法人

職務執行者　髙木　康行

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田字山崎二〇二七番一他における太陽光発電事業及び栃木県栃木市大塚町字東神明三六一八番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内

（乙）ブルーインフラ１１号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１１号一般社団法人

職務執行者　松本　光博

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の佐賀県伊万里市東山代町川内野字日南川五八二五番一二五他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の栃木県那須郡那須町大字芦野字大ヶ谷三一九三番四他における太陽光発電事業及び兵庫県三木市吉川町吉安字湯振谷三四七番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１５号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１５号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の佐賀県唐津市厳木町平之字堅田三五三番三他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の福島県福島市山田字音坊六三番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１６号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１６号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア及び台湾において行う海外駐車場事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.times24.co.jp

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和七年九月二十九日

東京都品川区西五反田二丁目二〇番四号

（甲）タイムズ２４株式会社

代表取締役　西川　光一

東京都品川区西五反田二丁目二〇番四号

（乙）パーク二四株式会社

代表取締役　西川　光一

令和七年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（甲）株式会社ＢＣＪ－８２－１

代表取締役　杉本　勇次

東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

（乙）株式会社ティーガイア

代表取締役　石田　將人

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のヘルスケア事業（「頭痛ーる」の運営事業及び「お天気．ｃｏｍ」の運営事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十六頁（号外第二〇六号）

（乙）https://www.bell24.co.jp/ja/news/index.html

令和七年九月二十九日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号

（甲）株式会社ヘッジホッグ・メドテック

代表取締役　石坂　裕美（川田　裕美）

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

（乙）株式会社ベルシステム２４

代表取締役　梶原　浩

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社ＣＴＦ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　山本　真聖

東京都千代田区神田紺屋町二八－一ＡＤ－Ｃ神田三階

（乙）株式会社ｆｕｎａｎｏｒｉ

代表取締役　吉田　将大

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１６号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１６号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社ＷＳＰ－Ｗに商号変更予定）は乙のジュエリー卸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一九五頁（号外第一七五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一六七頁（号外第一七一号）

令和七年九月二十九日

東京都中央区銀座三丁目一四番一号

（甲）株式会社ＥＧＧ

代表取締役　武田　浩士

東京都中央区銀座三丁目一四番一号

（乙）株式会社ＷＳＰ

代表取締役　渡邊　雅夫

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の営むＳＮＳ運用の代行業務やコンサルティング業務を含むＳＮＳマーケティングに係る事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ctf-group.jp

（乙）https://funanori.co.jp/

令和七年九月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号第三五興和ビル六階

（甲）株式会社ＣＴＦ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　山本　真聖

東京都千代田区神田紺屋町二八－一ＡＤ－Ｃ神田三階

（乙）株式会社ｆｕｎａｎｏｒｉ

代表取締役　吉田　将大

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の栃木県那須郡那須町大字芦野字大ヶ谷三一九三番四他における太陽光発電事業及び兵庫県三木市吉川町吉安字湯振谷三四七番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の佐賀県伊万里市東山代町川内野字日南川五八二五番一二五他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（甲）シャーソレール合同会社

代表社員　シャーソレールホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１５号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１５号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の佐賀県唐津市厳木町平之字堅田三五三番三他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年九月二十九日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年九月二十九日
掲載頁　四頁

令和七年九月二十九日
三重県鳥羽市鳥羽一丁目二〇番三号
（甲）株式会社ハシバ
代表取締役　羽柴麻衣子
三重県鳥羽市鳥羽一丁目二〇番三号
（乙）株式会社羽柴商店
代表取締役　羽柴　聡

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲（令和七年十月一日付で株式会社ＷＳＰ－Ｒに商号変更予定）は乙のジュエリー小売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一六七頁（号外第一七一号）

令和七年九月二十九日
大阪市中央区南船場四丁目一二番一二号
（甲）株式会社ＷＳＰＩｎｃ
代表取締役　渡邊　雅夫
東京都中央区銀座三丁目一四番一号
（乙）株式会社ＷＳＰ
代表取締役　渡邊　雅夫

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＭＡＲＩＳＡ（住所東京都港区南青山三丁目一三番四号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月二十二日
掲載頁　二頁

令和七年九月二十九日
兵庫県尼崎市小中島三丁目一九番四号
ＭＭ社債投資株式会社
代表取締役　森川　真貴

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
栃木県鹿沼市千渡八七六番地三
ＴＦＰ合同会社
代表社員　落合　勇樹

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
東京都豊島区池袋二丁目一七番八号
ＯＦＦＩＣＥ　ＳＴＹＬＥ合同会社
代表社員　伊藤　綾子

**組織変更公告**

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
東京都渋谷区神宮前一丁目六番六号
有限会社相信
代表取締役　松澤　祐介

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するＭＭ社債投資株式会社（住所大阪市中央区博労町二丁目四番一一号中博ビル）に対して当社の飲食店の経営に関する権利義務及び投資事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月二十二日
掲載頁　二頁

令和七年九月二十九日
兵庫県尼崎市小中島三丁目一九番四号
ＭＭ社債投資株式会社
代表取締役　森川　真貴

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
栃木県鹿沼市千渡八七六番地三
ＴＦＰ合同会社
代表社員　落合　勇樹

**組織変更公告**

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
東京都豊島区池袋二丁目一七番八号
ＯＦＦＩＣＥ　ＳＴＹＬＥ合同会社
代表社員　伊藤　綾子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十四日
掲載頁　七十四頁（号外第九十二号）

令和七年九月二十九日
東京都千代田区有楽町二丁目二番一号
Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ｉ株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
横浜市都筑区北山田二丁目三番三号
合同会社嶺匠
代表社員　徳村　篤未

**組織変更公告**

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十九日
長野市若里六丁目三番二二号
有限会社ホーミー
代表取締役　飯島　泰臣

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
大阪市北区天神橋五丁目五番三二号
合資会社川合家具店
代表社員　川合　俊彦

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社空とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
大阪市中央区東心斎橋二丁目四番二三号
玉屋町ギャラクシービル一号館三Ａ
合同会社空
代表社員　友綱　満

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
福岡市博多区博多駅前一丁目二三番二号
ＰａｒｋＦｒｏｎｔ博多駅前一丁目五Ｆ－Ｂ
ＰＩＣ合同会社
代表社員　前原　潤蔵

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社川田鉄工とします。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日
熊本県葦北郡芦北町大字海浦二九八番地
川田鉄工合資会社
代表社員　川田　良治

**効力発生日変更公告**

当社は、令和七年十月一日予定の株式交換の効力発生日を令和七年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月二十九日
東京都新宿区下落合三丁目二二番一五号
株式会社日本コンサルタントグループ
代表取締役　清水　秀一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億八千二百五十万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十九日
栃木県那須塩原市塩原一一一五番地二
株式会社ＰＲＳ那須塩原
代表取締役　佐藤　公春

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五十万円減少し百五十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十九日

埼玉県朝霞市本町二丁目九番二二

合同会社ＲＯＮＤＯ

代表社員　妹尾　雅夫

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千万一円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年３月十八日

掲載頁　六十三頁（号外第五十四号）

令和７年９月二十九日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

株式会社ＲＥＣＥＰＴＩＯＮＩＳＴ

代表取締役　大宮真里子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月二十九日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号内幸町ダイビル

Ｃ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　江島　陽一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、減少額のうち二千四百九十九万五千円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年３月二十六日

掲載頁　五十六頁（号外第六十五号）

令和７年９月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ－８４

代表取締役　西　直史

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和７年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年９月十七日

掲載頁　五十五頁（号外第二〇八号）

令和７年９月二十九日

東京都渋谷区南平台町一番一〇号いちご南平台ビル六Ｆ

ル・アンジェ株式会社

代表取締役　野坂　幸司

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億七千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月二十九日

横浜市中区新山下三丁目四番七号藤木企業新山下第一倉庫

ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社

代表取締役　西薗　樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億六千九百二十一万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年９月二十六日

掲載頁　二頁

令和７年９月二十九日

川崎市多摩区三田二丁目三二七番地

株式会社ポル・メド・テック

代表取締役　三輪玄二郎

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十一月九日であり、株主総会の決議は、令和７年十月八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.iheartjapan.jp

令和７年９月二十九日

京都市中京区天神山町二八〇

ｉＨｅａｒｔ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　角田　健治

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年９月二十九日

宮崎県延岡市山下町二丁目三九九八番地一一五

有限会社エー・エス

代表取締役　小玉　秀俊

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和７年十一月一日を効力発生日とする株式会社ジュエリーイヌマとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月二十九日

山梨県甲府市中小河原町三六三番地四

株式会社ＲＭＲホールディングス

代表取締役　飯沼　良輔

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和７年十月三十一日を効力発生日とする株式会社平安との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日付　令和７年９月十九日

掲載頁　一五二頁（号外第二一一号）

令和７年９月二十九日

静岡県沼津市大岡二一七〇番地の一

株式会社平安生花

代表取締役　橘　真之

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十日

掲載頁　四十八頁（号外第一三八号）

令和７年９月二十九日

愛知県豊橋市野依町字山中一九番地一五

万葉商事株式会社

代表取締役　今原　太郎

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十日

掲載頁　四十八頁（号外第一三八号）

令和７年９月二十九日

愛知県豊橋市野依町字山中一九番地の一五

躍進株式会社

代表取締役　江澤　幸隆

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万九千八百七十円、資本準備金の額を九億二千三百四十五万七千九百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月五日

掲載頁　八十三頁（号外第四十四号）

令和七年九月二十九日

東京都品川区東五反田二丁目九―五サウスウイング東五反田　株式会社エスマット

代表取締役　志賀　隆之

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五十四億六千万円、資本準備金の額を五十四億六千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　六十八頁（号外第五十三号）

令和七年九月二十九日

東京都墨田区錦糸四丁目一七番一号

株式会社アストロスケール

代表取締役　加藤　英毅

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億八千五百十一万二千円、資本準備金の額を四億九千五百十一万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区西新宿四丁目三四番七号

株式会社Hinode Technologies

代表取締役　寺村　康

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五十万円、資本準備金の額を九百万円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十九日

東京都中央区勝どき一丁目一三番六号

株式会社ＣＲＥＳＣＥＮＴ　ＳＫＹ

代表取締役　永井　美紀

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、株式の発行により、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ二億九千九百九十九万九千五百四十円以上及び七億五千五百十四万八千三百十八円以上になることを条件として、資本金の額を一億九千九百九十九万九千五百四十円、資本準備金の額を三億七千八十六万五千八百八十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在資本金の額は二億七千四百九十九万九千七百六十円、資本準備金の額は七億三千十四万八千五百三十八円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇八号）

令和七年九月二十九日

東京都町田市中町一丁目四―二

株式会社アジラ

代表取締役　尾上　剛

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千四十四万五千円、資本準備金の額を五千四十四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　七十二頁（号外第七十六号）

令和七年九月二十九日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋二一Ｆ　ＶＦＲ株式会社

代表取締役　蓬田　和平

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億六千六百二十三万五千六百七十五円、資本準備金の額を二億七千七百四十三万五千六百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇一号）

令和七年九月二十九日

福岡市南区大楠三丁目二三番三号

オングリットホールディングス株式会社

代表取締役　森川　春菜

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金一千九百二十一万一千七百三十三円、資本準備金の額を金一千九百二十一万一千七百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十九日

福岡県直方市新町二丁目六番四七号

四心ホールディングス株式会社

代表取締役　立薗　翔平

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年十月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上のＢ種優先株式を有する株主及び普通株式を有する株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年九月二十九日

東京都豊島区高田三丁目二四番一号

大正製薬ホールディングス株式会社

代表取締役　上原　茂

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十九日

札幌市中央区南一条東三丁目一〇番地一

株式会社都市設計研究所

代表取締役　松田　眞人

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

株式会社はとバス

代表取締役社長　武市　玲子

**株式併合につき通知公告**

当社は、株式八十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十月二十日であり、同日における発行可能株式総数は百株となります。

令和七年九月二十九日

神戸市中央区磯上通四丁目一番一四号三宮スカイビル八階八一四号

株式会社ＤＨＴホールディングス

代表取締役　駒瀬　丈郎

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である兪耀翔及び尾﨑正樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年九月二十九日

中華人民共和国上海市浦東新区華佗路六八号九棟四層

横浜市港北区新横浜二丁目一二番地一三（横浜実験室）

中国検験認証集団上海有限公司

東京都八王子市みなみ野四丁目一五番五号

日本における代表者　尾﨑　正樹

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資五億一千五百万口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月二十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F

Delta Investment Japan特定目的会社

取締役　壽命　正晃

**合併公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を二十七億四千百五十万円、資本準備金の額を二十七億四千百五十万円減少することにいたしました。

この合併並びに資本金及び資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十九日

掲載頁　八十九頁（号外第一一八号）

令和七年九月二十九日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー二四階

（甲）ＬＣＪ　Ｃｈａｍｐｉｏｎ株式会社

代表取締役　清水　俊孝

神戸市中央区元町通二丁目四番一四号

（乙）株式会社吉祥吉ホールディングス

代表取締役　赤木　清美

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を、五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s06417-4jit9/

令和七年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

モントリオール特定目的会社

取締役　髙山　知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　五十五頁（号外第一七八号）

令和七年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ6ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snnm.jp/koukoku/kobe_logistics_tmk/

令和七年九月二十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

神戸ロジスティクス特定目的会社

取締役　三品　貴仙

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年八月十四日付官報の号外第一八四号一三三頁に掲載されています。

令和七年九月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｍａｃａｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00037

令和七年九月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ファイブ特定目的会社

取締役　中村　武

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00040

令和七年九月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・エイト特定目的会社

取締役　中村　武

**訂正公告**

令和七年八月二十七日掲載の準備金の額の減少公告中、「令和七年十月一日」とあるは「令和七年十二月一日」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区下落合三丁目二二番一五号

株式会社ニッコンクリエーション

代表取締役　清水　秀一

**取消公告**

令和七年九月二十二日掲載の吸収分割公告は取消します。

令和七年九月二十九日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号

（甲）株式会社ヘッジホッグ・メドテック

代表取締役　川田　裕美

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

（乙）株式会社ベルシステム２４

代表取締役　梶原　浩

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 令和７年９月29日（号外第百七十一号）公布デジタル庁令第七号（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令）（原稿誤り） | | | | |
| 三 | | 一六 | 第一条 | 附則第一条 |
| 令和七年七月二十八日（号外第百七十一号）公布総務省令第六十九号（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 七六 | | 改正後欄終りから一一 | 事実 | 事実の確認 |
| 七七 | | 〃 四 | 住所 | 住所の変更の事実 |
| 令和七年七月三十日（号外第百七十四号）公布総務省令第七十五号（消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 一六 | | 改正前欄一七 | 適用されるの | 適用される |
| 〃 | | 改正後欄 | | |
| 令和六年四月一日（号外第八十三号）公布国土交通省令第五十二号（国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 八八 | | 改正後欄一一 | 建設業 | 建設事業 |
| 〃 | | 改正前欄終りから二 | | |